# 環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

0 5 1	エバラ食品総合研究開発センター建設事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
水質汚濁	排水の放流先である菊川支流は、ヘイケボタル等が生息し、その下流では農業用水として利用されているなど、良好な水環境が維持されている。したがって、現状の水質を極力維持するためには、窒素、燐及び重金属類の処理を検討するとともに、処理水の監視の観点から生物モニタリングの実施を併せて検討すること。	目標水質は、東京湾サミット(七都県市首脳会議)の水質管理目標値(窒素10mg/I以下、燐1mg/I以下)とし、これを達成するため三次処理設備に脱燐用の凝集沈澱処理の工程を付加する。窒素については、三次処理設備の接触暴気槽などで十分処理されるので、目標値の達成は可能である。 さらに、微量の重金属類を吸着するキレート樹脂や中和処理等を加えた実験廃水処理装置を設置する。また、コイ、フナ等の魚類による生物モニタリングを実施する。
騒音 (航空機騒音)	「小規模飛行場環境保全暫定指針(平成2年9月13日、環境庁大気保全局通知)」に基づく予測評価を行い、結果によっては適切な騒音対策を講じること。また、飛行ルート下の菊川周辺の集落に対する騒音低減のための飛行ルート及び飛行時間帯の設定を検討すること。	使用予定へリコプターによる実測調査(高崎へリポートで実施)に基づき、「小規模飛行場環境保全暫定指針(平成2年9月13日、環境庁大気保全局長通知)」に基づく予測評価を行ったところ、指針値である時間帯補正等価騒音レベル65デシベルを下回り、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。また、飛行ルートの設定は、風の影響のない場合は可能な限り民家のない南東側から進入、離脱を行い、原則として就業時間内の運行とする。
廃棄物 (一般廃棄物)	伐採樹木の発生量を明らかにするととも に、省資源、大気汚染防止等の観点から極 力焼却処分は避け、有効利用すること。	樹林の伐採に伴って、抜根の他に760本(27立方メートル)の木材が発生する。処分に当たっては、移植を進めるほか、チップ材、椎茸栽培に有効利用する。
動物	工事中の濁水及び供用後の排水が流入する菊川支流には、ヘイケボタルの生息が確認されているため、これらの排水の処理については十分配慮するとともに、生息環境に対する影響をモニタリングし、その結果を県に報告すること。	工事中には排水の放流口や水路の外観の状況を巡回監視し、供用後は排水の生物モニタリングを実施する。さらに、ヘイケボタルの生息状況についてもモニタリングしその結果を県に報告する。なお、万一影響が生じた場合には、その原因を究明し、適切な対策を講じるとともに、生息環境の復元に努める。
文化財	実施区域周辺は埋蔵文化財が豊富なことで知られているため、事業実施に当たっては慎重かつ綿密な調査を行うこと。なお、調査の結果、埋蔵文化財が発見された場合には、保存方法について、関係機関と十分協議し、適切な措置を採ること。	県教育委員会及び大井町が遺跡範囲確認調査を実施した結果、実施区域に埋蔵文化財が存在する可能性は低いと判断された。なお、工事に際しては、細心の注意を払い、工事中に新たに埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに関係機関と保存方法等について協議の上、適切な措置をとる。
景観	連続する緑豊かな丘陵の中での建築物の 建設にあたっては、周囲の緑との調和が重 要となるため、建築物のデザイン及び効果 的な緑化計画を検討すること。	外壁には光沢のあるタイルは使わず、艶消しの落着きのあるものとする。また、緑化計画の見直しにより敷地北西部の保存緑地の増加を図るとともに、中低木ゾーンの一部を中高木ゾーンに変更して足柄平野からの可視部分を低減するなど、緑豊かな景観に建物計画を調和させるよう配慮する。

## その他

### (1) 地震対策について

大磯丘陵西部には活断層(国府津・松田 断層)が存在するため、地質構造について綿 密な調査を行うとともに、危険物等の貯蔵 及び配管にあたっては、地震時の安全性が 確保されるよう十分配慮すること。また、 調査の結果、断層の存在が確認された場合 には、施設の設置計画等の見直しを含め地 震に対する安全策を再検討すること。

## (2) 工事中の対策について

隣接して(仮称)東京航空計器(株)大井研究所建設事業が同時期に予定されているため、両事業の建設機械による騒音の発生や工事車両の運行に伴う環境影響を極力低減するための対策を検討すること。また、工事中の水質測定を実施し、結果によってはさらに濁水流出防止対策を検討すること。

### (1) 地震対策について

事業の実施に先立ち、崖面堀削等による断層の確認調査を行い、活断層の確認、断層の走行・傾斜・地層の移転量などを把握する。この結果によっては、施設の設置計画等の見直しを行うほか、地震に対する安全性の強化を図る。また、高圧ガスボンベ等の転倒防止対策を行うとともに自動遮断装置の取り付け等の対策も行う。

#### (2) 工事中の対策について

両事業者間で連絡協議会を組織し、建設機械の境界付近での同時稼動防止や工事用車両の一時期での集中防止等の定期的協議を行う。また、降雨時には外観の状況を巡回監視し、濁水の発生の原因となるような状況が認められる場合には、直ちに造成面のシート養成等の応急対策を講じる。